

第22期第9回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年2月6日（月） 14:00～

2 場 所 豊前海水産会館
京都郡苅田町磯浜町1-2-6
電話 093-434-1704

3 議 題

(1) 福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と、山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流しさし網漁業について（協議）

資料1

(2) 福岡県豊前海区における漁場計画（素案）に係る意見聴取の結果について（報告）

資料2

(3) 第45回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）

資料3

(4) その他

福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流し刺し網漁業について

1 山口県厚狭地方漁業共励会での申し合わせ

山口県厚狭地方漁業共励会において、昭和30年代から福岡・山口両県の行政立ち会いの上、入漁隻数、操業期間、その他操業上の問題等について話し合いが行われている。

令和5年1月23日付け共励会書面決議において、両県漁業者の合意に基づいて、令和5年漁期の両県入漁について、次のとおり決定された。

(1) 福岡県から山口県への入漁

ア いか巣網漁業（いかかご漁業）

- ① 入漁隻数 100隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

(2) 山口県から福岡県への入漁

ア きす流し刺し網漁業

- ① 入漁隻数 12隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

イ こち建網漁業

- ① 入漁隻数 68隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

(参考) 昨年の許可実績

- (1) いか巣網漁業（いかかご漁業） 18隻
- (2) きす流し刺し網漁業 3隻
- (3) こち建網漁業 12隻

2 令和5年における山口県から福岡県への入漁者の許可隻数について

- (1) きす流し刺し網漁業 12隻以内
- (2) こち建網漁業 68隻以内

テーマから探す

目的から探す

組織から探す

検索

[トップページ](#) > [しごと・産業・観光](#) > [水産業](#) > [漁業と遊漁のルール](#) > 福岡県豊前海区漁場計画の素案に関する意見募集について

福岡県豊前海区漁場計画の素案に関する意見募集について

更新日:2022年12月16日更新

福岡県豊前海区漁場計画の素案に関する意見募集

福岡県豊前海区では、全ての漁業権の存続期間が令和5年8月31日で満了することから、漁業権の一斉切替えに向け、漁業法(昭和24年法律第267号)第62条に基づく海区漁場計画の作成を予定しています。このため、同法第64条第1項の規定により、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者、その他の利害関係人からの意見を募集します。

いただいたご意見については海区漁場計画の案を作成する際の参考とさせていただきます。

1 意見募集の対象

福岡県豊前海区漁場計画の素案

2 資料入手方法

意見募集対象となる「福岡県豊前海区漁場計画の素案」については、以下に掲載するほか、農林水産部水産局漁業管理課にて閲覧に供します。

(1)意見募集対象

 [福岡県豊前海区漁場計画の素案【PDFファイル/938KB】](#)

(2)参考資料

 [福岡県豊前海区共同漁業権参考漁場図【PDFファイル/76KB】](#)

 [福岡県豊前海区区画漁業権参考漁場図【PDFファイル/1.46MB】](#)

(3)意見書参考様式

 [意見書参考様式\(Word\)【Wordファイル/16KB】](#)

 [意見書参考様式\(PDF\)【PDFファイル/93KB】](#)

3 意見提出方法

意見書参考様式に必要な事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けしません。

(1)電子メールを利用する場合

電子メールアドレス:gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係担当 あて

※電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっておりますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2)FAXを利用する場合

FAX番号:092-643-3558

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係担当 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

(3)郵送する場合

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係担当 あて

4 意見提出期限

令和5年1月16日(月) 午後5時(必着)

5 留意事項

(1)提出していただく意見は、日本語に限ります。

(2)意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

(3)郵送又はFAXの場合には、別途、意見の内容を保存した電子記録媒体(CD-R等)の提出をお願いする場合があります。なお、送付いただいた電子記録媒体については返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(4)氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

(5)意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(6)利害関係人であることの疎明がない場合や、利害関係人ではないと判断される場合には、意見に対して回答しないことがあります。

6 問い合わせ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話:092-643-3556

FAX:092-643-3558

福岡県庁のご案内 法人番号6000020400009

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 代表電話:092-651-1111

 [アクセス](#)  [総合相談窓口](#)  [部署別電話番号](#)  [ホームページに関するお問い合わせ](#)

[このサイトについて](#) | [サイトマップ](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [免責事項・リンク等](#) | [ウェブアクセシビリティ](#)

(参考様式)

海区漁場計画の素案に関する意見書

年 月 日

連絡先	氏名(法人又は団体名)			
	住所(所在地)		電話番号	
	電子メールアドレス			

※法人又は団体の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。

利害関係の疎明	
---------	--

※対象計画について利害関係を記入してください。

<対象海区>	海区
<対象漁業権>	
<意見の内容>	

※意見の内容については、別紙としてもよい。その場合は、意見内容欄には「別紙に記載」と記載し、別紙には提出者名を記載すること。

【提出先】

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 漁業調整係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

FAX: 092-643-3558 メール: gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

第 45 回 瀬戸内海広域漁業調整委員会 議事次第

日 時：令和 4 年 12 月 9 日（金） 13 時 30 分から

場 所：神戸市中央区海岸通 29 番地

神戸地方合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）会長の互選について

（2）広域魚種の資源管理について

①サワラ瀬戸内海系群

②トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

（3）太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

（4）その他

①T A C 魚種拡大に向けた検討状況について

②令和 5 年度資源管理関係予算について

4 閉 会

太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで大宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により 届出制を導入(届出隻数1.3万隻)、

② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数1.7万隻(令和4年11月現在))、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を发出した他は、原則2年ごとに更新(今回で5回目の更新)している。現行の承認期間は令和5年3月31日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を发出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の发出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針」及び「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」についても新たに制定する。

2. 新しい委員会指示の概要

承認対象を「過去2年間の実績者」とすることにより、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進することとする。

(1) 承認条件について

次に掲げる条件を満たすことを承認条件とする。

① 過去2年間に1kg以上の漁獲実績を有すること

- ・ 令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に1kg以上の漁獲実績を有すること。
- ・ ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

- ・ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

③ 暴力団員等ではないこと

- ・ 暴力団員等に該当しない旨の適格性に関する誓約書があること。

(2) 承認期間について

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

- ※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定する。

3. 本日の資料

- (1) 資料3-1 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (2) 資料3-2 瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(新旧対照表)(案)について
- (3) 資料3-3 瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(案)について
- (4) 資料3-4 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第42号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(新旧対照表)(案)
- (5) 資料3-5 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第42号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)
- (6) 資料3-6 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第42号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)について
- (7) 資料3-7 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第42号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)について

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十二号 (案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

令和四年十二月九日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 ○○ ○○

指示
瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐる漁業の承認に係る委員会

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海

(2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業

イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業

ホ 法第五十七条第一項の規定により府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

(イ) 小型定置漁業

(ロ) 小型定置網漁業

(ハ) つば網漁業

2 操業の禁止

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐる漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和四年十二月三十一日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十六号の3の(1)又は4の(4)若しくは(5)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐる漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイから二までの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に、くろまぐるの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐるの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和五年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承

認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者(以下「現被承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及び二の条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

(1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

(2) 3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持

している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合

ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年一月一日から令和七年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。